

平成13年5月24日

各府省における男女共同参画推進体制の整備推進について

内閣府副大臣 松下忠洋

男女共同参画社会を実現することは、小泉内閣の最重要課題であり、各省庁において男女共同参画関連施策の一層の推進を図るため、以下のとおり、各府省に男女共同参画推進体制を整備する。

- 1 各府省に副大臣を本部長とする（〇〇府省）男女共同参画推進会議（以下推進会議という）を置き、各府省の男女共同参画に係る施策の一層の推進を図る。
- 2 各府省の男女共同参画担当官（官房長・局長クラス）を事務局長とし、関係各部署の局長等を構成員とする。
- 3 各推進会議における男女共同参画に係る施策の推進状況について、随時、副大臣会議に報告を行う。
- 4 内閣府副大臣は、各推進会議の状況について官房長官に報告する。また、適宜、男女共同参画会議、男女共同参画推進本部に報告する。

この方向で進めることにつきましては、内閣官房長官の了承を得ております。